

税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.com/>
E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

社内行事

近年、廃れていた社内運動会が流行っているという。対人関係が希薄になり、社内行事はおろか飲み会さえ煙たく思う従業員が増えている昨今、なぜか？社内でもITツールだけのコミュニケーションでは、仕事以外の話題が持ちにくい。その点、社内運動会は社員にヒーローが誕生したり、日ごろ見られないリーダー資質が見られたり、交流のない部署の人と協力し合えたり、スポーツだからこそその効果が期待できる。元来、社内行事といえば、社員旅行が代表だったが、それだと1泊2日、運動会は1日で終わる。費用対効果も大きい。調査によると、上司との人間関係構築は運動会が有効だと。月刊ビッグライフ加藤俊筆。

ヒント

税務 ミニガイド

平成27年度税制改正によって、土地の売買による所有権の移転登記、住宅用家屋の所有権の保存登記、住宅用家屋の所有権の移転登記、住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に係る登録免許税の税率軽減措置が、それぞれ平成29年3月31日まで2年間延長されることになりました。



国外居住親族に係る 書類の添付等

□制度の概要

平成27年度税制改正によって、国外居住親族に係る扶養控除等の書類の添付等が義務化されました。これは、国外居住親族に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除（扶養控除等）や配偶者特別控除の適用を受ける人は、確定申告時や給与等の支払いを受ける場合に提出する扶養控除等申告書などの提出時に、一定の書類の添付や提示を義務づけるものです。

□確定申告の場合

所得税の確定申告をする場合に、扶養親族等の判定をする時の現況において非居住者である親族（国外居住親族）に係る障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除の適用を受けるときは、これらの控除に係る国外居住親族が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類（親族関係書類）及び当該非居住者である親族が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類（送金関係書類）を添付又は提示しなければならないこととされました。

□給与の支払いを受ける場合

給与等の源泉徴収において、国外居住親族に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除（扶養控除等）や配偶者特別控除の適用を受ける人は、扶養控除等申告書などに親族関係書類を添付又は提示しなければならないこととされました。

□年末調整を受ける場合

給与等の年末調整において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける人は、扶養控除等申告書などに送金関係書類を添付または提示しなければならないこととされました。

□親族関係書類

親族関係書類とは、次のいずれかの書類で、その国外居住親族がその人（納税者）の親族であることを証するものをいいます。

- ①戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその国外居住親族の旅



○京大阪間の船便。伏見大阪間の淀川を、三十石船が盛時には数百艘往来、大阪行き下りは半日、上りは船頭たちが船を曳く区間もあり丸1日。乗客31人、船頭4人、船賃下り72文、上り145文、夜具の貸賃24文。運賃は幕末には値上がりしている。なお、京都伏見間の水運は貨物主体で旅客は徒歩。高瀬川は狭い運河なので、森鴎外の高瀬舟は囚人護送の特例。



券の写し

- ②外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類で、その国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるもの

□送金関係書類

送金関係書類とは、その年における次の書類で、その国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

- ①金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその人（納税者）からその国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ②いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をその人（納税者）から受領したことを明らかにする書類

なお、親族関係書類、送金関係書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を添付する必要があります。

□適用関係

この改正は、平成28年分以後の所得税について適用されます。

中古資産の見積耐用年数

中古資産を取得した場合に、適用される耐用年数は、その資産がすでに使用され、時の経過によって価値が減少しているため、新品と同じ耐用年数を用いることは当然不合理です。そのため法令により中古資産に対応する短縮耐用年数の出し方が規定されています。

1. 具体的算定方法

①見積法による耐用年数

その資産を事業の用に供した時以後の使用可能期間の年数を用いる方法です。

②①によることが困難な場合は次のような簡便法による耐用年数によることができます。

イ. 法定耐用年数の全部を経過した資産

$$\text{法定耐用年数} \times 20\%$$

ロ. 法定耐用年数の一部を経過した資産

$$(\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過}$$

年数 $\times 20\%$

なお、いずれの場合も1年に満たない端数があるときは、端数切捨て、算出年数が2年に満たない場合は2年とすることになっています。

2. 留意点

①中古資産を事業の用に供するために改良等を行った場合で、その支出金額が取得価額の50%超のケースでは簡便法は適用できません。

②同様に、改良等の支出金額が新品価額の50%超のケースではすべて新品扱いの法定耐用年数によらなければなりません。

③注目すべき裁判例として、相続により取得した賃貸用マンションの耐用年数の扱いで注目すべき裁判例が出ています。

判決内容は、納税者が主張した中古資産の耐用年数が適用できるか否かについて、相続により取得した減価償却資産については、取得価額とともに償却費の算定要素である耐用年数についても引き継がれるとして、その適用を否定しています。ご留意ください。大阪地裁、平26（行コ）第64条 平26.10.30判決

ナマの税務相談室

Q 毎日暑い日が続きますが、お元気そうですね。何よりです。

いよいよ今年から相続税法の基礎控除が下がるなど資産をお持ちの方は心配が増幅しています。

A その通りです。私のところにも昨年からの関係の税務相談が例年より増えましたね。ところで、今日はどんなご相談ですか。

Q 最近友人から相談を受けました内容を順序立ててお話いたします。

私の友人甲さんが知り合いの不動産屋さんの勧めで、甲と甲の父乙さんが共有で所有している居住用土地家屋の乙持分を甲が乙から昨年贈与されました。そして、今年の確定申告で相続時精算課税制度を利用して申告しました。ところが、最近甲宛てに県税事務所から、乙から贈与された土地に対して細かい計算明細書付の不動産取得税の納税通知書が来て、これはどういう税金かと質問を受けました。

追っかけ税にびっくり!

A 判りました。その税金までは不動産屋さんへ、ご説明されていなかったのですね。

不動産取得税はその名称通り土地や建物を取得（売買・贈与・交換・建築など）した時に、国ではなく都道府県が取得者に課税する地方税です。

相続で得た不動産については課税されません。相続時精算課税制度は、贈与を受けた場合に選択できる贈与税の課税制度の一つであり、贈与による取得に該当するため、不動産取得税は課税されます。

今回、ご高齢の乙さんの財産に係る相続税の軽減を今度の税制改正を睨んだ上での方策アドバイスだったと思います。

同じ所有権の移転でも、相続（包括遺贈および被相続人から相続人になされた遺贈を含む）による不動産の取得のケースは、形式的な所有権の移転ですので非課税です。

アベノミクスの 脛かじり大盤振る舞い

親 世代や祖父母世代から子や孫世代への資金移転を通じて、若年世代の消費活動を促進して経済の活性化を図るという租税政策は、昭和59年の住宅取得資金の5分5乗方式による贈与税特別措置よりはじまり、平成13年に贈与税基礎控除の60万円から110万円への引上げ、平成15年からの相続時精算課税制度、平成25年からの教育資金一括贈与非課税特例、今年の結婚子育て資金の一括贈与非課税特例と進化してきました。

現 行の「直系尊属からの贈与の特例」を最大限適用した場合の最高枠は、結婚子育て資金1,000万円、教育資金1,500万円、平成27年契約での住宅取得資金贈与1,500万円、

さらに平成28年10月から翌平成29年9月契約までの住宅取得資金贈与3,000万円、それに相続時精算課税制度が2,500万円、これらを合算すると、1人当たり無税贈与額合計9,500万円となります。

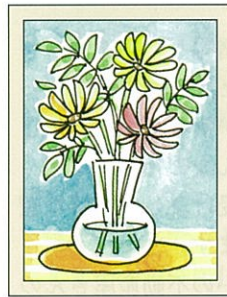
親 の経済格差が子や孫の経済格差に相続されて、格差社会の固定化に繋がることの批判があるものの、贈与資金の消費を通じた経済活性化による、法人税収、所得税収、消費税収などの直接・間接的効果の魅力には抗し難いところのようです。経済財政租税政策の資金鉞脈を掘り当てた、ということなのでしょう。

教 育資金贈与では、信託協会は、平成25年4月からの教育資金贈与信託の受託件

数が昨年12月末時点で10万1866件に達したと発表しました。信託財産の設定額合計は6,973億円です。信託以外も含めると、既に相当の資金移動が行われているようで、次の結婚子育て資金贈与にも同じ柳の下のドジョウ効果が期待されているようです。

今 回の改正では、「住宅取得資金非課税限度額」(消費税8%契約・中古住宅の個人間売買)と「特別住宅取得資金非課税限度額」(消費税10%契約)の二つの非課税枠が「8%契約」「10%契約」と別枠で設けられているので、8%契約で新居を購入し、後に転居するような場合にも、贈与時期と契約内容が適合すれば複数回の特例贈与が可能です。1回目の受贈家屋は賃貸用にして、再贈与資金で2回目の住宅取得をする、非課税枠の「ダブル」適用が可能です。

夏の夜空に上がる花火。東海道中膝栗毛の作者十返舎一九が火葬にされた際、一九が体に仕込んでおいた花火に点火し、大花火が上がったという。真偽はともかく戯作者らしい逸話です。8月も後半になると、夜は涼味がまし、虫の音も聞こえはじめて、秋のように感じます。「夜の秋」です。「孫去りし障子の穴の夜の秋 遷子」
8日立秋、23日処暑。



自分にはできると信じれば、
あなたはもう道半ばまで来ている。
(アメリカ大統領 ルーズベルト)

8月の税務メモ

(国 税)	(地方税)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く) ○ 6月決算法人の確定申告 ○ 12月決算法人の中間(予定)申告 ○ 個人事業者の消費税中間申告 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月分個人住民税特別徴収分の納付 ○ 6月決算法人の確定申告 ○ 12月決算法人の中間(予定)申告 ○ 個人事業者の第1期分納付 ○ 個人住民税の普通徴収第2期分納付 ○ 個人事業者の地方消費税中間申告
10日	31日
〃	〃
〃	〃
〃	〃

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。